

仕 様 書

1. 件名

苗木の掘取運搬委託（単価契約）区部北西（平成 26 年度後期）

2. 履行場所

北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区
新宿区、中野区、杉並区、練馬区、豊島区、文京区

3. 履行期限

平成 27 年 3 月 31 日まで

4. 掘取・納入場所及び納入日

作業指示による

5. 作業項目及び予定数量

別紙のとおり

6. 掘取運搬

- (1) 掘取運搬とは、①掘取のみ、②運搬のみ、③掘取と運搬の組合せの作業を示す。
- (2) 作業指示書受領後、作業について農協と打合せ、ほ場、樹種、本数を確認すること。
- (3) 苗木の掘取に当たっては、移植後の活着を良好にするため、指定の根鉢径以上の鉢土を十分につけるとともに、運搬の際に土が落ちないように根巻を確実に行うこと。
根鉢のつかない株は不可とする。
- (4) 掘取日は納入日の 2～3 日前を原則とし、掘取後は速やかに運搬すること。
- (5) 掘取った苗木は納入日まで、乾燥等により活着不良にならないよう十分管理を行うこと。
必要に応じて灌水等を実施すること。
- (6) 運搬に当たっては、苗木を損傷しないよう十分留意すること。
- (7) 掘取・小運搬に当たり、周辺農作物を損傷しないよう留意すること。
- (8) 納入に際しては、納入先の責任者の立会いのもとに本数を確認し引渡すとともに、財団の定めた様式により受領印をもらうこと。
納入先にて引取り不可とされた苗木は栽培ほ場まで持ち帰り、再度仕様を満たす苗木を掘取・運搬し納入することとする。
- (9) 掘取、枝折、ほ場からの搬出、積降し、確認に要する写真の撮影等、納入するまでに要する経費・資材は受託者の負担とする。
- (10) 樹形、根巻、剪定、摘葉の状態がわかるよう、各樹種について納入時に写真を撮影し、作業終了後提出すること。
- (11) 作業により発生した枝、葉、根は、作業終了後速やかに処分すること。
- (12) 作業指示により伊豆諸島、小笠原諸島へ海上輸送した場合、その費用実費を貴社が負担する。実費分については請求書及びその支払証憑の提出により、随時、指定口座へ振込にて支払う。
- (13) 納入先への搬入に際しては、交通渋滞などを考慮し、十分なゆとりを確保すること。また、やむを得ず所定の搬入時間に遅れる場合は、速やかに納入先及び当公益財団担当者へ連絡を

とること。

(14) その他、掘取作業に関する疑義や運搬作業中の事故については、遅滞なく当公益財団担当者に連絡し、対応につき指示を受けること。

7. 契約の履行における使用車両について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

【担当】

公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業振興課

電話：042-528-1357 FAX：042-522-5398